

保険証の変更と保険料の決定

皆さんが納める後期高齢者医療保険料は、安定した医療制度を維持するための大切な財源です。納め忘れないようにお願いします。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成 27 年 7 月 31 日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	静岡県榛原郡川根本町〇〇〇 123 番地
氏名	川根本 太郎 男
生年月日	平成 〇年 〇月 〇日
資格取得年月日	平成 〇年 〇月 〇日
発効期日	平成 〇年 〇月 〇日
交付年月日	平成 〇年 〇月 〇日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	静岡県後期高齢者医療広域連合 

8月1日から被保険者証(保険証)が「藤色」に

後期高齢者医療制度の被保険者証(保険証)は毎年8月1日に変わります。

現在使っているオレンジ色の保険証の有効期限は7月31日までです。8月以降は使えません。

8月1日からの保険証は「藤

色」です。被保険者の皆さんには、7月下旬までに郵送しますので、8月1日からはこの「藤色」の保険証を使用してください。

新しい保険証が届いたら、住所、氏名、皆さんが医療機関で支払う医療費の「一部負担金の割合(1割または3割)」などをご確認ください。この「一部負担金の割合」は平成25年中の所得によって決まりま

すので、前回と割合が異なる場合があります。

有効期限を過ぎた保険証は使うことができませんので、細かく判断するなどして処分してください。住所・氏名などが他人に知られないよう十分注意してください。

26年度の保険料は

25年の所得で算出

平成25年中の所得に基づいて平成26年8月に、平成26年度の後期高齢者医療保険料を決定します。これを「確定賦課」といいます。

4、6、8月の仮徴収により平成26年度分の保険料を既に納付している人は、決定した保険料額から納付済みの額を差し引いた残額を納めることとなります。その際、決定した保険料額よりも仮徴収額が大きければ、その差額が還付されます。

▽納付の方法

納付方法は、年金差し引きによる特別徴収と、現金または口座振替による普通徴収があります。

年金を受給している人は、法令により、年金差し引きによる特別

徴収が原則となります。基本的には、左ページ中段の表に基づいた納付となります。また、年金差し引きで納付している人でも、申し出によって「口座振替」による納付に変更することができます。その際には、役場生活健康課に申し出てください。

▽保険料の納付について

後期高齢者医療保険料は、病院や薬局へ支払う皆さんの医療費に充てられます。安定した医療制度を維持するための大切な財源です。納め忘れないようにお願いします。

特別な事情によって保険料納付が難しい場合などは、役場生活健康課にご相談ください。

限度額適用・標準負担額認定証(減額認定証)について

▽対象者 世帯全員が平成26年度住民税非課税(低所得者Ⅱまたは低所得者Ⅰ)の被保険者

▽減額の内容 病院などに入院・通院された場合、保険証とあわせて病院などの窓口に表示することで、自己負担限度額及び標準負担額(食事代など)が、各区分に応じた額に減額されます。

交付された減額認定証は、必ず入院・通院時又は入院した月の月末までに病院などの窓口に表示してください。

なお、減額認定証が交付されていないと、これらの減額は適用されませんので、上記「対象者」に該当される方で、減額認定証が必要な方は、次の手続方法をご確認ください。

減額認定証交付の手続方法

◎既に減額認定証をお持ちの方

現在交付されている減額認定証は、「平成26年7月31日」が有効期限です。

8月以降も上記「対象者」に該当される方は、自動更新されますので申請する必要はありません。

なお、減額認定証は、保険証と併せて役場から送付しますのでご確認ください。

◎減額認定証をお持ちでない方

現在、減額認定証をお持ちでない、上記「対象者」に該当される方は、必ず病院などへ受診する前に役場生活健康課に申請をしてください。

申請がないと減額認定証は交付されません。また、食事代等の減

額が適用されるのは、申請された月の初日からとなりますので、ご注意ください。

保険料率が改定されました

保険料率は、医療費や現役世代とのバランスなどを考慮し、2年に一度改定されます。平成26・27年度の保険料率は次のとおりです。

	24・25年度	26・27年度
所得割率	7・15%	7・57%
均等割率	36626円	38500円
賦課限度額	55万円	57万円

年間保険料は

次のとおり算出します

所得割額
(被保険者の総所得金額等ー33万円)×7・57%……⑦
均等割額

38500円……⑧
年間保険料 ⑦+⑧(賦課限度額 57万円)

※所得割額は、前年中の所得金額(平成26年度は平成25年中の所得金額)を基に算出します。

※年度途中で加入(喪失)された場合は、月割りにて算出します。

保険料の納付方法・納付月 ☆=年金差し引き ◎=現金又は口座振替

納付方法	納付月											
	平成26年										平成27年	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1. 仮徴収されていて確定賦課でも年金差し引きとなる人	☆		☆		☆		☆		☆		☆	
2. 仮徴収されていて確定賦課で普通徴収となる人	☆		☆		☆	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
3. 仮徴収されていないが確定賦課で年金差し引きとなる人					◎	◎	☆		☆		☆	
4. 仮徴収されていないが確定賦課で普通徴収となる人、及び既に年金差し引き中止を申し出ている人					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※年度の途中で75歳になられた人や、他市町村から転入された人などは、しばらくの間は、現金又は口座振替での納付の方法(普通徴収)となりますのでご注意ください。

○保険料軽減措置について

所得の低い人や健康保険組合などの被扶養者であった人は、次のとおり保険料が軽減されます。

◀所得の低い人に対する軽減▶

世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額の合計額が以下の①～④の場合、軽減措置が適用されます。

- ① 33万円以下の人……均等割が8.5割軽減されます。
- ② ①の内、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない人……均等割が9割軽減されます。
- ③ (33万円+24.5万円×被保険者数)以下の人……均等割が5割軽減されます。
- ④ (33万円+45万円×被保険者数)以下の人……均等割が2割軽減されます。

※軽減の判定時には、保険料がかかる年の1月1日現在で65歳以上の人の公的年金に係る所得からは、さらに15万円を控除します。また、年金収入が153万円以上211万円以下(※)の人は、所得割が5割軽減されます。

※年金収入のみの人の基準です。その他の所得がある人は基礎控除後の総所得金額等が58万円以下である場合に軽減措置が適用されます。

◀被用者保険の被扶養者だった人に対する軽減▶

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、「会社などの健康保険組合などの被扶養者」であった人は、所得割がかからず、均等割が9割軽減されます。